

令和５年度柏市早期退職希望者募集実施要項

1 趣旨

柏市職員退職手当条例（昭和３０年柏市条例第２６号。以下「条例」という。）第８条の２第１項第１号の規定により、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、定年前に退職することを希望する職員の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）を行うものです。

2 早期退職希望者の募集の対象者

早期退職希望者の募集は、令和６年３月３１日における年齢が満４５歳以上６０歳未満である（昭和３９年４月２日から昭和５４年４月１日までに生まれた）職員（※）を対象に行います。

※ 柏市一般職職員給与条例（昭和３０年柏市条例第１３号）別表第３の２の医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、満５０歳以上６５歳未満
ただし、次に掲げる職員を除きます。

- (1) 条例第２条第２項の規定により職員とみなされる者
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 懲戒処分（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）をいう。以下同じ。）を令和５年７月３日において受けている者又は同日から同年８月１５日までの間に受けた者
- (5) 柏市一般職職員給与条例別表第３の教育職給料表の適用を受ける職員
- (6) 国、他の地方公共団体その他の団体から本市に派遣されている職員

3 早期退職希望者の募集を行う期間

令和５年７月３日（月）から令和５年８月１５日（火）まで

4 退職すべき期日

令和６年３月３１日（日）

5 早期退職希望者の募集に係る退職手当の特例措置

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職した場合、条例第４条又は第５条の規定に基づき、定年退職の場合と同様の支給割合で退職手当が支給されます。

また、退職すべき期日における勤続年数が２０年以上の場合、６０歳（医療職は６５歳）と、退職すべき期日における年齢との差１年につき、３％の割合で、退職手当の支給額が割増しされます。

6 早期退職希望者の募集を行う人数

２０人程度（この人数は目安であり、この人数を超える応募があった場合でも応募を打ち切ることはありません。また、この人数に応募者数が達しなくても、募集期間が終了した時点で、募集は締め切ります。）

7 応募等の手続

早期退職希望者の募集に応募しようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書を3の期間内に総務部人事課に提出してください。

また、応募後に応募を取り下げようとする職員は、速やかに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を総務部人事課に提出してください。

8 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定

早期退職希望者の募集に係る応募があった場合は、9に該当するときを除いて、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行います。認定の通知は、令和5年9月1日（金）付けを予定しています。

9 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない場合

早期退職希望者の募集に応募した職員が、次の（1）から（4）に該当する場合には、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない旨の決定をします。また、次の（5）に該当する場合には、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない場合があります。

この場合の不認定の通知は、令和5年9月1日（金）付けを予定しています。

- (1) この募集実施要項に掲げる要件等に適合しないとき。
- (2) 2の（1）から（6）までに掲げる職員であるとき。
- (3) 応募後に懲戒処分を受けたとき。
- (4) 懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中における当該職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足る相当な理由があるときその他応募をした職員について認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき。
- (5) 応募をした職員を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保する上で特に必要があると認めるとき。

10 退職日の繰上げ又は繰下げ

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行った後に生じた事情により、当該認定を受けた職員が退職すべき期日（令和6年3月31日）に退職することが公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、当該職員にその旨及びその理由を明示し、当該職員の同意を得た上で、当該職員が退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

11 早期退職希望者の募集に係る退職

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けた職員は、退職すべき期日（令和6年3月31日／10により退職すべき期日を変更した場合は、その期日）の2か月前までに、「退職願（早期退職希望者用）」を総務部人事課に提出してください。

なお、退職すべき期日が到来する前に退職し、又は退職すべき期日に退職しなかった場合には、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定は、効力を失います。

12 早期退職希望者の募集に関する問い合わせ先・応募書類等の提出先

総務部人事課 （内線） 771－278 （直通） 7167－1113